

1. 準特定地域計画の作成・準特定地域計画の実施に係る連絡調整

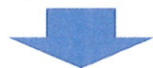
※協議会設置要綱第1条(目的)、第3条(実施事項)

- ⇒ 作成された準特定地域計画に従って、タクシー事業者は活性化事業計画を作成・実施
- ⇒ 既に旧特定地域「地域計画」で数多くの事業実施推進中(「参考資料3」及び「参考資料4」参照)

- ① 「タクシー事業」の現状について(情報提供) …… 運賃制度・運賃の仕組み、タクシー事業のコスト構造、収益 等
- ② 公共交通機関としてのタクシー事業者の取組事例・社会貢献等

2. タクシー市場規模の拡大(需要喚起・新規需要の創出がタクシー産業復興のカギ)

- 景気動向に大きく左右されるタクシー需要(外的要因)
- 市場の奪い合いではなく、需要喚起・新規需要創出による売り上げ拡大



■ タクシーの需要喚起・新規需要創出に向け

- 需要喚起、高齢化社会への対応、地方公共団体との連携、地域の生活交通としての役割のタクシー 等々の取組
- 運転者教育の徹底と輸送サービス改善(公共交通機関に相応しい輸送サービスの提供・タクシーの信頼回復)
- 労働条件の改善、働く意欲の醸成、「公共交通機関」「生活交通」を支える担い手の育成、若年乗務員の採用・定着

『安全に安心して利用できる名古屋のタクシー』